

令和5年3月1日

東京証券取引所上場部 御中

一般社団法人 信託協会

「上場維持基準に関する経過措置の取扱い等」に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「上場維持基準に関する経過措置の取扱い等」(2023/1/30公表)に関する意見

No.	該当箇所	意見等
1	—	「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について(第二次制度改正事項)」のパブリックコメントの結果(2021年4月30日掲載)No.44-46において、『信託銀行名義の株式のうち、銀行勘定として保有されている株式は、市場における流動性が低いとのご指摘があったことを踏まえ、今後、その実態の検証を行ったうえで、当該株式数を把握するための実務上の対応等について検討することといたします。』との考え方が示されているが、検討の結果、信託銀行が銀行勘定として保有する株式は、どのような取扱いになるのか。当該株式の取扱いが変更となる場合は、いつから変更されるのか。